

## 財務報告に係る内部統制の基本方針

当社グループは、適正な財務報告を実現させることは、当社グループが社会的使命を果たしていく上で必要不可欠であると認識し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に則り、以下の基本方針を定める。

### 1. 適正な財務報告を実現させるための基本原則

- 当社グループは、財務報告を適切な企業会計の基準に準拠して作成する。
- 当社グループは、適正な財務報告の作成に必要な専門知識および倫理観を持った人材の育成に努める。財務報告の信頼性を損ねる行為が万一発生した場合は、厳正に処分することを全役職員に周知する。

### 2. 適正な財務報告を実現させるための体制

- 適正な財務報告を実現させるために、有効な組織構造を構築し、権限と職務の適切な分担を行う。
- 財務報告に関する不正および重要な欠陥が発生する可能性があるリスクは、識別し、リスクを低減するための有効な業務プロセスを構築する。
- 財務報告に係る業務プロセスが有効に機能しているかをモニタリングし、そこで把握された問題が適時報告される体制を構築する。
- 財務報告に関する重要な欠陥が発見された場合は、取締役会および外部監査人に適時報告を行う。

### 3. 適正な財務報告を実現させるためのITの利用

- 適正かつ効率的に財務報告を行うため、主要な業務についてITを有効に活用する。
- ITの活用にあたっては、ITに関連するリスクを識別し、リスクを低減するために有効なプロセスを構築する。

### 4. 財務報告に係る内部統制の評価・報告

- 内部統制の評価は、金融商品取引法に則り、誠実に実施する。その具体的な計画については、必要に応じて、別途定める。
- 内部統制の評価結果については、内部統制報告書を作成し、報告を行う。

制定 2018年11月15日